

北海道新幹線 環境影響評価書に 基づく事後調査等 報告書の公表につ いて

北海道新幹線の建設主体である独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、「北海道新幹線（新青森・札幌間）環境影響評価書（北海道）平成14年1月」に基づく事後調査等報告書（新函館北斗・札幌間）（平成29年3月）を次のとおり公表します。

【閲覧期間】

6月5日（月）～30日（金）の土曜日、日曜日を除く20日間

【閲覧時間】

午前9時～午後5時

【閲覧場所】

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部北海道新幹線建設局八雲鉄道建設所または八雲町役場新幹線推進室

【問い合わせ先】

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部北海道新幹線建設局八雲鉄道建設所

☎0137-66-5620

中山間地域等 直接支払制度 実施状況が 閲覧できます

（平成28年度交付金事業の

耕作放棄地の増加などにより多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保するという観点から、中山間地域等直接支払制度が制定され、八雲町においては平成13年度より東野集落と入沢集落の2集落で取り組まれています。

その実施状況（平成28年度交付金事業）について閲覧を希望される方は、農林課農業振興係までお越しください。

【閲覧期間】

6月5日（月）～

19日（月）

午前9時～午後5時

（土・日・祝日を除く）

【問い合わせ先】

農林課農業振興係内

☎0137-62-2203

農作業事故に 注意しましょう

◇こんな事故に注意

1. 農業機械での作業による事故（トラクターの転倒等）

2. 施設での作業による事故（高所からの転落等）

3. 公道での事故など
周囲の安全確認・作業しないときは機械のエンジンをオフに！

◇万が一の時のために…

労働者災害補償保険（労災保険）に加入を！

町長との懇談会 OK

町長と話したい、町長の考えを聞いてみたいと思っている町民の方との懇談会を開催しています。

◆人数 5名以上（団体、個人は問いません）

◆懇談時間 概ね1時間程度

◎希望の開催日時と会場を事前にお知らせください（こちらから伺います）。随時受け付けしています。

※日程は町長の公務日程と調整させていただきます。

◆申込先

企画振興課協働推進係

☎0137-62-2300

地域振興課まちづくり推進係

☎01398-2-3111

自治基本条例って 何ですか vol.15

前回のVol.14（平成28年11月号）では自治基本条例の第3章（町民参加と協働）第17条について解説しました。今号では、第18条の一部を紐解いていきます。

第3章（町民参加と協働） 自治基本条例－第18条（協働の推進）

第18条

町民、議会及び行政は、まちづくりにおける課題を解決するため、協働の推進に努めるものとします。

2 行政は、町民との協働を推進するために必要な制度の準備に努めるものとします。

解説

第18条では、町民・行政および議会の3者が協働の推進に努めることを明記しています。また、

行政は、協働の推進に必要な制度を整備する努力義務を明記しています。

【用語解説】「協働」とは、用語の定義では、「町民、議会及び行政が、互いに知恵と力を合わせ、同じ目的に向かって協力し、行動すること」です。地域の課題を町民自らが認識し、その解決に向けた行動を起こす際、町民が自ら行うべきか、行政でなければ解決できないか、町民と行政が一緒に解決するかを判断することが必要になります。これら役割分担の中で、町民と行政（議会も含む）が協力し解決に向けてともに考え行動する手段が協働と言えます。

○協働の主な効果

1. 地域だけでは解決できない課題を町民と行政が協働することにより、多様なサービスが育まれること
2. 町民の自治意識が高揚し、サービスの担い手として、まちづくり活動への一層の参加が促されること
3. 行政は、町民のニーズや価値観を深く理解することができ、行政運営の効率化と組織・職員の意識改革につなげることができること